

確定拠出制度

確定拠出制度(DC)

- 確定拠出の概念は2002年確定拠出年金法の出現で日本で初めて採用された。中退共などはそれまではDCとは違う位置付けであった。
- 確定拠出の位置付けは2つある。
 - 掛金が決定されている。定義されている: **Defined Contribution DC**の本来の意味だがここからは何の問題も感じ取れない。
 - 掛金が固定である: 金額が固定・給与に掛ける係数が固定: ここからDCの問題が見えるかする。
- 掛金が固定で発生する問題とは?
 - 低利率の時に掛金を固定化すると、利率が高くなった時に掛金を減額させる事が容易にできない。
- DBと比較した時のリスク
 - 掛金の支払いで責任完了、運用責任・資産の管理責任がない

DC掛け金の本質と企業型・個人型

- DC掛け金の本質は給与である事、年金資産の所有権は従業員にある
 - 掛け金は給与だけど社会保険料と所得税が免除される
 - 給与だけど自分の手にしているので、使う時(給付時)は退職金の扱いになる。
 - 従業員の所有資産なので、運用のリスク・制度管理の費用は原則従業員が負担する
 - portability : 従業員個人の資産なので退職後も所有権は維持される。退職事由に会社の規則違反があっても支払われたものは従業員自身のものである。
- DCの企業型(日本版401k)と個人型(iDeCo)の違いは資産管理の組織の違いと掛け金額の制限となる。
- 企業型(日本版401k)は当該企業が資産管理会社を選択し運用資産種類、掛け金や運用資産の記録を決め、従業員個人は資産管理会社と委託の信託契約を結ぶ。

iDeCoの掛け金と加入資格

iDeCoの加入資格等

自営業者 学生等 (第1号被保険者)	専業主婦(夫)等 (第3号被保険者)	会社員等 (第2号被保険者)	公務員等 共済加入者 (第2号被保険者)
拠出限度額 月額6.8万円 (年額81.6万円)	拠出限度額 月額2.3万円 (年額27.6万円)	拠出限度額 月額2.3万円 (年額27.6万円)	拠出限度額 月額1.2万円 (年額14.4万円)
国民年金基金 または国民年金 付加保険料 との合算枠		企業型DC 拠出限度額 月額3.5万円 (年額42.0万円)	確定給付年金 (厚生年金基金 確定給付企業年金) 拠出限度額なし

具体的なDC制度

- 確定拠出年金(企業型)
- 確定拠出年金(個人型)
- 中小企業退職共済(中退共)
- 中退共は発足当時はDCではなかったが、2002年以降からDCIになった、ただし古い制度なので、掛金が給与という点での厳密な制度設計になっていない。